

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第 7 号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条中「12,000円」を「20,000円」に改める。

第8条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の申請書には、次に掲げる書類（社会福祉奨学基金による奨学金の給付の申請をする場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる書類）を添えなければならない。

第8条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 本人（社会福祉奨学基金による奨学金の給付の申請をする場合にあっては、別表11の項第1号に掲げる者。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日
- (2) 本人が在学している学校又は教育施設の名称及び学年（入学の日前に申請をする場合にあっては、入学しようとする学校又は教育施設の名称）
- (3) その他市長が必要と認める事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項第1号の規定にかかわらず、入学の日前に申請をするときは、同号に掲げる書類は同日以後速やかに提出すれば足りる。

第10条を次のように改める。

（給付の方法）

第10条 奨学金は、その種類に応じ、別に定める時期に給付する。

第11条中「者（）」の右に「社会福祉奨学基金による奨学金の給付を受ける場合にあっては、別表11の項第1号に掲げる者。」を加える。

第12条第3項各号列記以外の部分中「給付生」を「奨学金の給付の決定を受けた者」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「給付生」を「奨学金の給付の決定を受けた者」に改め、「とき」の右に「（社会福祉奨学基金による奨学金の給付を受ける場合にあっては、第1

号、第3号又は第4号のいずれかに該当するとき)」を加え、同条第1号及び第2号中「本人」を「給付生」に改め、同条第3号中「退学」を「給付生が退学」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他別に定める事項に変更があったとき。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	奨学金の種類	受給資格
1	京栄水道奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 学校教育法（以下「法」という。）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在学している者 (2) 扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者 (3) 健康で学習状態が良好である者
	戸田奨学基金による奨学金	
2	津村奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 法に規定する大学又は短期大学の夜間において授業を行う学部又は学科に在学している者 (2) 扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者 (3) 昼間に就労している者 (4) 健康で学習状態が良好である者
3	野口奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 法に規定する高等学校，大学，短期大学又は高等専門学校に在学している者 (2) 扶養者が対象地域に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者 (3) 健康で学習状態が良好である者
	熊野奨学基金による奨学金	
	吉野奨学基金による奨学金	
	中村奨学基金による奨学金	

4	荒木奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 法に規定する大学，短期大学又は高等専門学校に在学している者 (2) 扶養者が対象地域に居住し，生活困窮のため学資の負担に堪えられない者 (3) 健康で学習状態が良好である者
	勝本奨学基金による奨学金	
5	養正親友奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 扶養者が対象地域のうち養正地区に居住している者 (2) 津村奨学基金による奨学金，野口奨学基金による奨学金，熊野奨学基金による奨学金，吉野奨学基金による奨学金，荒木奨学基金による奨学金，勝本奨学基金による奨学金又は対象地域に居住する者に係る奨学金で別に定めるものの貸与を受けている者
6	福田奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 法に規定する高等学校に在学している者 (2) 扶養者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で，本市の区域内に居住し，生活困窮のため学資の負担に堪えられない者 (3) 健康で学習状態が良好である者
7	篤志奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者 (1) 法に規定する高等学校に在学している者 (2) 交通事故により両親若しくは両親のいずれか一方を失った遺族で，その扶養者が本市の区域内に居住し，生活困窮のため学資の負担に堪えられないもの又は本市の区域内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所中の者 (3) 健康で学習状態が良好である者
8	平安ライオンズ奨学基金による奨学	次に掲げる要件を備えている者 (1) 法に規定する高等学校に在学している者

	金	<p>(2) 交通事故により両親若しくは両親のいずれか一方を失った遺族又は身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられないもの</p> <p>(3) 健康で学習状態が良好である者</p>
9	桂ライオンズ奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者
	細合奨学基金による奨学金	(1) 法に規定する高等学校に在学している者
	二谷奨学基金による奨学金	(2) 交通事故により両親又は両親のいずれか一方を失った遺族で、その扶養者が本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられないもの
	横井奨学基金による奨学金	(3) 健康で学習状態が良好である者
10	富井奨学基金による奨学金	次に掲げる要件を備えている者
	山中奨学基金による奨学金	(1) 法に規定する高等学校、大学、短期大学又は高等専門学校に在学している者
		(2) 扶養者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、本市の区域内に居住し、生活困窮のため学資の負担に堪えられない者
		(3) 健康で学習状態が良好である者
11	社会福祉奨学基金による奨学金	次の各号のいずれかに該当する者
		(1) 次に掲げる要件を備えている者
		ア 次のいずれかの学校又は教育施設に在学している者
		(i) 法に規定する高等学校、大学、短期大学又は高等専門学校
		(ii) 法に規定する専修学校又は各種学校で、別に定めるもの

		<p>イ 次のいずれかの措置（本市以外の地方公共団体の行政庁によるものを除く。）を受けた者で、18歳に達する日以後に当該措置を解除されたもの</p> <p>(1) 児童福祉法第23条第1項の規定による保護</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置（障害児入所施設に係るものを除く。）</p> <p>ウ 独立の生計を営んでおり、学資の負担に堪えられない者</p> <p>エ 学習に対する意欲が高く、学習状態が良好である者</p> <p>(2) 前号に掲げる者が受けた同号イ(1)に掲げる措置に係る児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設の長又は同号イ(2)に掲げる措置に係る同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4各号列記以外の部分に規定する里親、同法第41条に規定する児童養護施設の長若しくは同法第43条の2に規定する児童心理治療施設の長</p>
--	--	--

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)